

SAFE FROM HARM

セーフ・フロム・ハーム 1

いじめ・虐待のない
青少年の環境をつくろう！



ボーイスカウト埼玉県連盟



この冊子は、青少年育成埼玉県民会議の助成を受けて作成しています。

目次

セーフ・フロム・ハームとスカウト活動	1
「いじめ」とは	2
「いじめ」を無くすためには	4
今、私たちに出来ること	7
「虐待」の現状について	9
今後の取組	12

■ 資料 ■■■■■■

家庭用いじめ発見チェックシート	13
いじめの状況	15
セーフ・フロム・ハームとは	17

セーフ・フロム・ハームとは < Safe from harm >

セーフ・フロム・ハームは、世界スカウト機構（WOSM）が、2002年から取り組んでいるもので、あらゆる危害（いじめ、虐待、ネグレクト、搾取等）から、青少年、それに関わる大人たちを守り、絶滅していくことを目指すという方針のことです。

セーフ・フロム・ハームとスカウト活動

1980年代以降、急速に発展したコンピューターや情報通信技術が、社会や生活のあり方に劇的な変化をもたらした情報革命、これにより私たちの取り巻く環境、生活は大きく変わりました。当然ながら子どもたちにも大きな影響を及ぼし、大人が経験していない未知の問題への対応を余儀なくされてきました。

ボーイスカウト運動は 1907 年に元軍人であるベーデン・パウエルによってイギリスで誕生しました。創設時より教育や家庭環境の異なる青少年を、幅広く対象としてきました。1910 年の英国ボーイスカウト連盟の第 1 回報告書には、「この運動の目的は国家の未来を担う人々に容易に訴える手段により、彼らに立派な公民教育を施すことであり、教科書による学校教育の手の届かぬ『人格教育』を提起するもの。スカウティングというロマンは、不良少年から育ちの良い少年に至るまでのあらゆる層に訴えるものである。」と記されています。この目的を達成するために、またスカウト運動の存在意義として、大人は子どもたちに安心して安全な環境を整えることが責務となるのです。そのためには、運動として「変えてはいけないもの」と「変えなくてははいけないもの」を常に意識しなければなりません。私たちは、「いじめ・虐待のない青少年の環境」を整え、「セーフ・フロム・ハーム（危害から守られた安全）」の概念をいち早く定着させなければなりません。

「過去は変えられない。変えられるのは未来だけ。New Day を築くことが大切」アメリカ大リーグ・ボストンレッドソックスの上原浩治投手の話です。未来の大人である子どもたちに「New Day」を創り出しましょう。

「いじめ」とは

「子供がどうも、いじめに遭っているようだ・・・」

そう思っても、果たして本当に「いじめ」なのかどうか判断に迷うことが多いようです。子供って「いやなことをされた」は結構大きさに言うくせに、自分が悪かったことはまず言わない。学校に「うちの子がこんなことをされました！」って怒鳴り込めば、「原因は『うちの子』にありました。・・・」なんてこともよく聞きます。

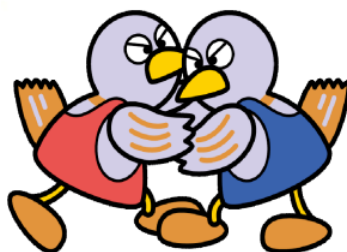
そこで、相談機関などが基準に考えている「いじめ」は次の3点です。

- ・自分より弱いものに対して一方的に行う
- ・身体的・心理的な攻撃を継続的に加える
- ・相手が深刻な苦痛を感じていること

言葉によるいじめだと、「ふざけていただけなのに」、「からかっていただけなのに」、「冗談なのに本気にして・・・」といじめっ子はごまかすことがよくあります。

でも、「いじめ」と「からかい」は根本的に違います。仲良しでも信頼し合える関係の人たちとお互いに言いあって、みんなが楽しんでいる場合は、単なる「からかい」です。もちろん誰かが傷ついて、気まずい雰囲気になったらそこで終了するのが原則です。言われる側が「いつも同じ人」でかつ「そのことを苦痛に感じている」なら、それは立派な「いじめ」です。

埼玉県マスコット「コバトン」



1対1の場合は、単なる「けんか」と取られることも多いようですが、^{*注1}攻撃が一方的で、「やる」・「やられる」の関係が固定しているなら、これも「いじめ」です。



文部科学省では、いじめを次のように定義しています。

本調査に於いて個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、^{*注2}いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、^{*注3}一定の人間関係のある者から、^{*注4}心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。



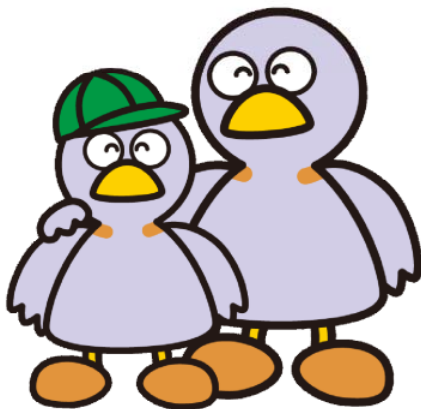
- *注1：「攻撃」とは、「仲間外れ」や「集団による無視など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- *注2：「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- *注3：「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や、集団（グループ）など、当該児童生徒とは何らかの人間関係のあるものを指す。
- *注4：「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

「いじめ」を無くすためには

事例を基にその対処法について考えてみましょう。

事例 <学校>

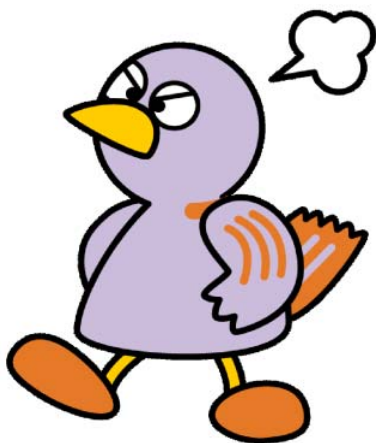
- ① 中学1年生の林間学校で、班毎の炊事でカレーを作りました。調理が終了し食事をする段階になり、A君は班の友達に、鍋やボール等の調理用具を片付けるよう言われました。片付け終わっていざ食事という時、A君の食事が何も残されていませんでした。担任の先生は別の場所で食事していたため、気付くことは無く、A君はその日の夕食に何も食べられませんでした。
- ② その後も、A君はクラスメート（男女）から「A！うざい。」「死ね。」「消えろ。」と日常的に言われたり、毎日トイレ掃除を押し付けられたりしていました。
- ③ 突然後ろから突き飛ばされ胸を強打したり、体育の水泳学習時にプールに沈められたりして、病院に行くこともありました。



事例 <スカウト活動>

- ④ スカウト同士で、ちょっかいを出してふざけ合っていたら、本気になってけんかに発展してしまいました。
- ⑤ 班対抗のゲームで負けてしまい、その責任を一人に押し付け、みんなで文句を言ってしまいました。

- ⑥ 班長が班をまとめようとしたが、班員と対立してしまい、殴り合いになってしまいました。
- ⑦ 女子スカウトをつけ回した男子スカウトを見かけました。
- ⑧ スカウトの携帯電話メールに「死ね。」と書かれたり、ラインで仲間外れにされたり、大人が発見しにくいいじめも増えてきました。
- ⑨ 指導者がスカウト活動中に砂利の上に正座させてしまいました。
- ⑩ 発達障害や学力不振のスカウトに対し、指導者が侮蔑した言動をしてしまいました。
- ⑪ スカウトの頭を指導者が叩いたり、けつバットをしたりすることがありました。



対処法

- 事例①～③は、教師の目の届かない所での出来事ですから、学校がいじめの事実を認識することが大切です。まず、担任教師（担任以外に学年主任、養護教諭など）に事実を報告し、学級・学年・学校で、できるだけ早く対処して頂くのが、得策と思われます。

- 保護者も教師も、日々子ども達を観察し、些細な言動の変化を見逃さず、いじめが継続化・長期化しないよう見守っていく必要があります。



- 事例④～⑪のようなスカウト活動中の出来事は、「ちかいとおきて」の実践を通し、スカウトの年代に合った心の教育をしたり（人の嫌がることをしないことや思いやりなど）、指導者が研修をしたりして、いじめに関する認識を高めます。
- 「いじめ」はあってはならないこと、「いじめる方が悪い」と誰もが認識し、不幸にもいじめが起きてしまった場合、いじめた側の原因の究明、いじめられた側の心のケアなど、早期発見し早期対応します。
- 学校でもスカウト活動でも、子ども・保護者・指導者同士の信頼を深め、いじめをしない・させない・許さない・見逃さない強い心を養う事が大切です。
- インターネット使用上のモラルを教えるから、携帯電話などを使用させます。



STOP!

今、私たちに出来ること

「いじめ」を無くすために、今、私たちにできることについて考えてみましょう。

1. 家庭や学校において出来ること

- ・ お互いが理解しあえる関係をつくる。
- ・ お互いに認めあえる関係をつくる。
- ・ 協力し合う関係をつくる。
- ・ 尊重し合う関係をつくる。
- ・ 信頼し合う関係をつくる。



上記のような関係づくりは、自分の気持ちを素直に表現出来、相手の考えや気持ちも尊重することができる関係づくりが大切です。そしていつでも相手を受け入れられるという状況であり、日頃から深い愛情をもって本音で話し、相談できる環境づくりが必要です。

2. 地域社会において出来ること

- ・ 近隣住民との声掛けを習慣づける。
(おはようございます、こんにちは、などの挨拶習慣)
- ・ 地域社会で見守る。
- ・ 関係機関との連携をとる。
- ・ 関係機関との相互の情報提供をする。(個人情報 を考慮した)

近隣に暮らす自分も住民の一人として無理解・無関心にならず、人と人との結びつきを大切に思い協力し、信頼できる地域ぐるみでの環境作りも大切なことです。

4ページの「いじめ」を無くすためには での、一つの事例（学校の①）を基に「今、私たちにできること」を考えてみましょう。

家庭において

- ・ 林間学校での状況をA君から事実を確認したうえで、何故食事が与えられなかったかの原因を考えてみる。
- ・ 状況を確認したうえで、担任の先生に相談する。
- ・ 先生と密に連絡を取り、家庭・学校での状況把握をする。些細なことこそ連絡して欲しいことをお願いする。

学校において

- ・ A君とA君の班員双方から別々に状況を確認する。
- ・ 先生同席の上、A君と班員、双方の保護者も交え双方の言い分を聞く機会を持つ。
- ・ 相手を思いやる心の大切さに気づかせる。
- ・ 家庭訪問など通して、学校での状況を知らせてもらう。

地域社会において

- ・ 状況に応じて地域・近隣へ理解を仰ぐ。
- ・ 交通指導員、防犯ボランティアなど地域の方々からの力も借り、登下校の様子の見守りをお願いする。

親も子も学校も地域も「いじめ」は絶対に許されない行為であることを徹底的に理解し、勇気と愛情をもって、取り組んでいくことです。家庭も学校も地域も、一丸となつての見守り、「やられて嫌なことは、相手にもしない」の相手を思いやる心をみんなで育て、早期発見、早期解決に取り組んでいくことです。

「虐待」の現状について

いじめと同様に「虐待」も青少年にもたらされる危害の一つであり、また重要な部分を占めます。

虐待は、厚生労働省の統計（以下のデータも厚生労働省から引用しました。）によれば、平成24年度の虐待対応件数は、6万6千件に上り、平成11年度の約5.7倍、毎年統計を取り続けて増加の傾向にあるとのこと。また、虐待により死亡した児童数は、58名に上っています。

虐待には、主に4つの分類があり、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」です。分類の内容の一例は巻末の「セーフ・フロム・ハーム」を参照下さい。

児童が中心の様に思いがちですが、配偶者同士、大人同士、勤務先の中で、恋人同士などでも虐待が起こることも多くみられる様になりました。

ここでは、主として児童の虐待について、統計的な現状を中心に述べていきます。

虐待の種類別発生構成比は、身体的虐待が35.3%（23,579名）ネグレクト28.9%（19,250名）性的虐待2.2%（1,449名）心理的虐待33.6%（22,423名）と身体的虐待と心理的虐待が多くを占めます。



また、虐待をした人（虐待者）は、実父29%（19,311人）実父以外の父6.2%（4,140人）実母57.3%（38,224人）実母以外の母0.8%（548人）その他6.7%（4,478人）となっており、実母が過半数を占めています。その他には、祖父母、伯父伯母などが含まれています。

そして、虐待を受けた児童の年齢構成比では、0歳～3歳18.8%（12,503名）3歳～学齢前24.7%（16,505名）小学生35.2%（23,488名）中学生14.1%（9,404名）高校生7.2%（4,801名）となっています。小学生が一番多いですが、0歳～学齢前の合計は小学生を上回ります。

以上の様な現状が児童（青少年）を取り巻く環境にはあります。原因は詳しく分析していく必要がありますし、原因を取り除かない限り、虐待を少なくすることは難しいといえます。

端的には、保護者の子育て不安や、家庭環境に多くの原因があると予測することができます。けれども、現実には起きつつある事態に当面どう備えることができるかを考えてみたいと思います。



発生予防として、虐待になる前に気になるレベルで適切な支援を必要としています。それは子育て支援、育児の孤立化を防ぐ、育児不安の防止などが挙げられます。核家族化の中での保護者の孤立を防ぐこと（家族間のコミュニケーションの円滑）と、地域社会の中での保護者への声掛け、子育て世代へのサポート体制の充実などが、当面の一つの方法と思われます。

また、病気と同様に、早期発見・早期対応が求められます。虐待が深刻化する前に、予兆を早く読み取り、早期に関係機関などへの通知が必要です。児童福祉法及び児童虐待防止法には、虐待の予兆を感じたら「通告」の義務が全ての人にあります。「通告」というと何か「秘密を漏らす」かの様に思いますが、「児童の尊い命」を社会全体で守るためには、近隣の大人の役割と思って行動することが求められています。



児童相談所の全国共通ダイヤル

3桁の番号 **1 8 9** (いちはやく) を活用して、予兆を感じたら早期に連絡をすることを心掛けましょう。

また、行政を中心に子どもの安全を守るための施設の拡充や、保護者へのケア、様々な保護者への支援策の拡充が行われていますので、虐待から「児童の尊い命」を守ることを目指して多くの大人が取り組むことが大切だと思います。

このシリーズでは、今後、関係機関とも連携して「虐待」について継続的に取り組んでいきたいと思っています。

今後の取組

いじめを見て注意すると、今度は自分がいじめられるから出来ないとか、いじめられている子供は、親に何も言えないでいたと聞きます。両親が働いていていつも留守だけれど、学童保育、学習塾、スカウト活動など、そこで関わる地域の大人の助けで、いじめを体験することなく成長した青年の話もあります。

一方で、自分も子供の時にされたから（やっていたから）と、指導する大人がいますが、今では社会環境の変化やコミュニケーション不足など、いじめ、虐待に繋がることを自覚しなければなりません。

ボーイスカウト埼玉県連盟では、セーフ・フロム・ハーム（危害から守られた安全）の方針を県内各団へ導入し、安心・安全で楽しい活動を実践できる基盤を構築したいと考えております。

- 1 「いじめ・虐待のない青少年の環境をつくろう！」に続き、
- 2 「セーフ・フロム・ハームシンポジウム記録集」
- 3 「虐待から子供を守ろう」を予定しております。

シリーズ1・2・3の作成により県連盟が中心となり、スカウトや多くの青少年が安心・安全な環境の下で日常的な活動や行動がとれるように広めます。スカウトと指導者が共通認識を持ち、保護者や地域の方々にアピールします。関係各機関とも連携し、よりよい青少年の環境づくりに積極的に取り組みます。



家庭用いじめ発見チェックシート

1. 起床から登校前

お子さんの様子はいかがですか？	大丈夫	心配
◇ 布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである		
◇ けだるそうな、疲れた表情である		
◇ いつもと違って朝食を食べようとしめない		
◇ ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする		
◇ 学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらない		

2. 登校中

お子さんの様子はいかがですか？	大丈夫	心配
◇ 友達の荷物を持たされている		
◇ 一人で登校するようになる		
◇ 遠回りして登校している		
◇ 途中で家に戻ってくる		

3. 帰宅時

お子さんの様子はいかがですか？	大丈夫	心配
◇ 理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある		
◇ あざや擦り傷があってもその理由を言わない		
◇ 自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない		
◇ いつもより帰宅が遅い		
◇ 自転車や持ち物等が壊されている		
◇ 学校の話をしなくなる		
◇ 外出したとがらない		
◇ プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある		

4. 夕食時から就寝まで

お子さんの様子はいかがですか？	大丈夫	心配
◇ 食欲がない		
◇ 特定の友達に対する言葉遣いが不自然にでないである		
◇ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする		
◇ お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる		
◇ 部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく		
◇ 買い与えた覚えのない品物を持っている		
◇ メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない		
◇ 部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる		
◇ 家族の者と話をしなくなる		
◇ いじめの話をすると強く否定する		
◇ 弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる		
◇ 疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている		
◇ 普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする		

保護者のみな様へ

お子さんの気持ちは、日々変わっています。晴れの日もあれば、雨の日もあります。学校であったことはもちろん、家庭でいろいろと話してみてください。本チェックシートは、お子さんがいじめにあっているかどうかを知る手がかりとなるよう作られたものです。このチェックシートをもとにお子さんの様子をみてください。心配なことは、学校の先生へお話しください。

埼玉県教育委員会

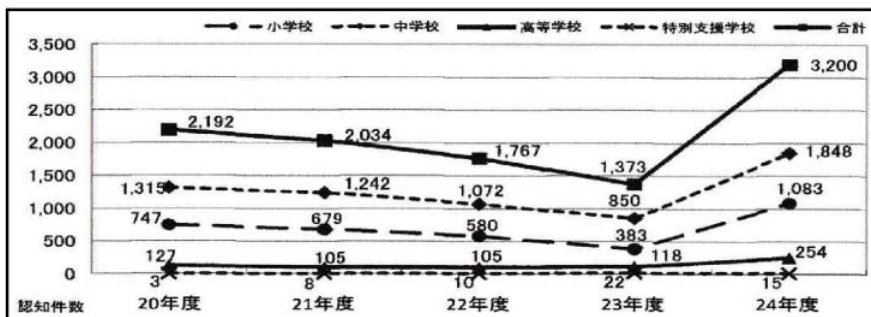
彩の国生徒指導ハンドブック「New I'S」より引用

いじめの状況

※埼玉県オフィシャルウェブサイト内、教育局より

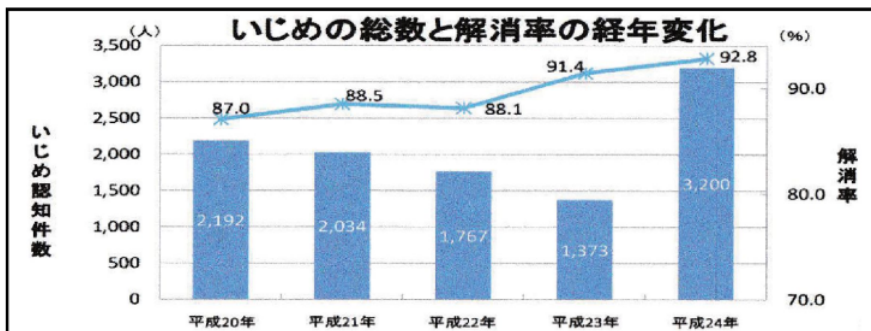
1. いじめの認知件数の推移（埼玉県公立）

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
20年度	747	1,315	127	3	2,192
21年度	679	1,242	105	8	2,034
22年度	580	1,072	105	10	1,767
23年度	383	850	118	22	1,373
24年度	1,083	1,848	254	15	3,200

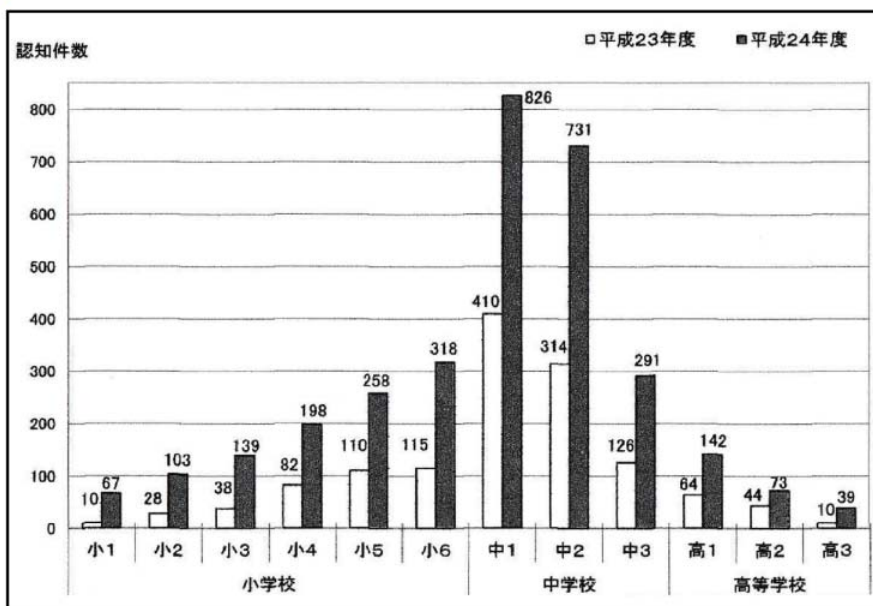


2. いじめの現在の状況（平成25年3月31日現在の状況）

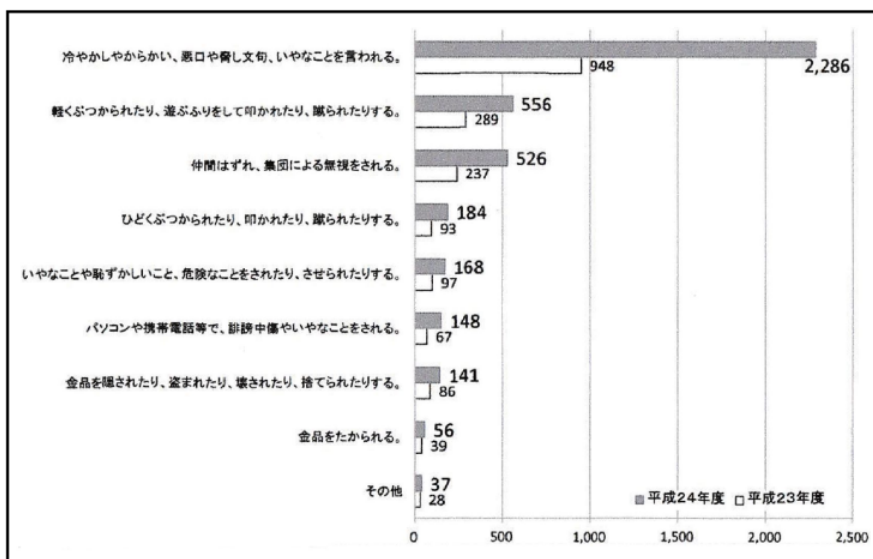
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計件数
解消しているもの	1,028	1,686	240	14	2,968
一定の解消が図られたが、継続支援中	38	118	5	1	162
解消に向けて取組中	12	40	7	0	59
その他	5	4	2	0	11
合計	1,083	1,848	254	15	3,200
解消率	94.9%	91.2%	94.5%	93.3%	92.8%



3. 平成23年度・24年度 学年別のいじめ認知件数



4. いじめの態様（小・中・高・特別支援学校の合計）*複数回答可



セーフ・フロム・ハームとは (safe from harm)

セーフ・フロム・ハームの意味は、「safe」=「安全」、
「from」=「から」、「harm」=「危害」、つなげると「危害か
ら守られた安全」というような意味です。



セーフ・フロム・ハームの概念は、スカウト運動の目的と
その目的を達成するための方法と深く関わりを持っています。

ベーデン・パウエルは貧富の差や男女の差がなく、「個人」というもの
を大切に広く社会に開かれたスカウト運動をスタートさせました。

世界スカウト機構 (WOSM) 憲章の第 1 章第 1 条に定められているよう
に、スカウト運動は、教育運動ですが、そのねらいは、青少年の発達を援
助し、よりよい社会を作り出すことに貢献することです。

この目的を達成するために、発達段階に応じてボーイスカウト独特のスカ
ウト教育法を用いて活動を行っています。しかし、現代社会では、子ども
も大人も「いじめ」、「体罰」、「セクハラ」、「パワハラ」などの事象が起
きており、社会・学校・家庭としての問題が多くなっています。

スカウト運動は、社会から隔離された存在ではなく、社会に基盤を置く
運動です。従って、現代社会のこれらの問題に影響を受けることになりま
すが、スカウト運動の目的を達成するにあたっては、参加する者すべてが、
あらゆる危害から守られた安全な環境の下で健康的に成長することを最優
先としています。このことは、広く青少年の成長にとって欠くことの出来な
いことでもあります。

セーフ・フロム・ハームは、いじめ・身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・
ネグレクト（無視）・搾取（児童労働）などのあらゆる危害について、スカ
ウト（子ども）同士、スカウト（子ども）と大人、そして大人同士の問題
としてその予防と対処法を学び、実践することです。

これまで取り上げられてきた「チャイルドプロテクション」は、大人とスカ
ウト（子ども）との間に起こりうる虐待などの危害から、スカウト（子ども）
が守られていること、これに対して、セーフ・フロム・ハームは、スカウト（子
ども）同士、大人同士も含み、チャイルドプロテクションを包括しています。

いじめ・身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト（無視）・搾取（児童労働）、の定義は、世界保健機構（WHO）とチャイルドプロテクション・ツールキットで用いられたものです。

チャイルドプロテクション・ツールキットとは、ヨーロッパ地域で作られたWOSMとガールガイド・ガールスカウト世界連盟（WAGGGS）の共同文書のことです。

「いじめ」とは、ある人に対して否定的な言動が何度も繰り返されること、よく体格や地位の部分で優れた立場にいる人によって行われます。

「身体的虐待」とは、意図的に怪我や危害を青少年に加えること、身体的虐待は、その対策が無防備な時に起こるものです。

「心理的虐待」とは、誰かの言動を通し、言葉や振る舞いが青少年の精神的な状態や自尊心を傷つけること、子どもたちが社会生活を営む上で、情緒的、社会的、道徳的、精神的な発達に必要な環境が与えられない時に起こります。

「性的虐待」とは、児童が理解していない状況また強制される形で性的な活動に関与させられることです。加害者は、大人、また年上か力が勝る子どもであり、被害者が加害者に扶養されている状況下で起こることもあります。

「ネグレクト（無視）」とは、青少年の面倒を見る立場の大人が青少年の基本的なニーズを満たすことを怠る時に起こるものです。十分な食料、衣服、安心できる住環境、教育、医療など利用可能な状況にありながら与えないということも該当します。

「搾取（児童労働）」とは、児童が労働者として働かされ、また他の者の利潤目的の活動をさせられる時に起こります。児童の健康、教育、発育に悪影響のある活動が、搾取に該当する、この中には児童労働、少年兵、児童買春といったことが該当します。



WOSMのセーフ・フロム・ハームの取組と日本連盟の対応は、1989年の第44回国連総会で採択された国際条約「児童の権利に関する条約」に基づく考え方で、1990年に日本国は署名し1994年に批准しました。



「児童の権利に関する条約」は、「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の4つの柱からなっており、世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困などの困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものであり、本条約の発効を契機として更に一層、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われることが求められています。

WOSMの取組は、1990年パリで開催された第32回世界スカウト会議において、各国連盟に対し、国連決議〔児童の権利に関する条約〕について、全ての指導者への理解を進め、国家に対してこの条約を批准するための努力をすること、また大人や子どもたちにも啓蒙することを、決議しました。

2002年ギリシャのテサロニキで開催された第36回世界スカウト会議において“Keeping Scouts Safe From Harm”（スカウト達を危害から守る）が採択されました。そして全ての国のスカウト組織が、いじめ・身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト（無視）・搾取（児童労働）などの防止に取り組んでいくように奨励することとなりました。

WOSM加盟国の取組では、アメリカ連盟はこの分野において20年以上の歴史と実績があり、「家庭との協働」を重要な方針としています。イギリス連盟は指導者の登録更新の5年毎に義務化しており、スウェーデン連盟は、研究を重ね、予防手続きとして、セーフ・フロム・ハームのe-learningを実施し、加盟登録する指導者の義務となっています。

2011年の第22回世界スカウトジャンボリーではホスト国として、“Keeping Children Safe From Harm”の会議が開催され、この問題の重要性を再認識されるとともに、参加する国際サービス要員（IST）に教育プログラムが実施されました。

日本連盟の取組は、2010年の第15回日本ジャンボリーにおいて大会本部要員サービス部が、「チャイルドプロテクション（スカウトを危害から守る）方針」の説明と同意書提出を大会本部要員の研修の一つとして取り上げました。2011年3月には、「チャイルドプロテクション」に関する通達が日本連盟コミッショナー名で配信され、成人指導者に対してチャイルドプロテクションの重要性の周知、ならびに成人指導者研修での参加者への意識喚起などの取組について明示されました。2013年の第16回日本ジャンボリー / 第30回アジア太平洋地域スカウトジャンボリーでは、事前研修として、参加指導者、大会運営スタッフ、ISTを対象にいじめ・虐待などについての対処の仕方を e-learning により学習しました。

埼玉県連盟では、セーフ・フロム・ハームの方針を県内各団へ導入し、安心・安全で楽しい活動を実践できる基盤を構築したいと考え、2013年3月の県連理事会で導入検討の承認を得ました。検討にあたり作業チームを立ち上げ、同年7月の県連理事会で以下の計画概要を説明し承認を得て取り組んでいます。

- ①セーフ・フロム・ハームの概念の研究
- ②取組方針と導入計画の策定
- ③セーフ・フロム・ハームの県内向けのガイドラインの作成

セーフ・フロム・ハームの方針を県連盟が中心となり広め、スカウト活動の現場において、また広く多くの青少年が安心・安全な環境の下で日常的な活動や行動がとれるように、スカウトと指導者の認識の共有をはじめ、保護者へのアピール、地域社会への意識啓発のために関係各機関との連携により積極的に取り組むこととします。

あとがき

ボーイスカウト活動におけるセーフ・フロム・ハームは、近年になって日本国内に広まりました。この考え方は、スカウト活動だけに限られたものではなく、日本の社会での今日的な課題であると思います。日本ユニセフ協会が発行した「先進国における子どもの幸福度」（2013年12月発行）によれば、先進国31ヶ国中の総合順位は日本は6位ですが、「いじめ」についての項目で「過去数ヶ月に学校で1回以上いじめられた」と答えた11～15歳の子どもの割合でいくと27.4%で、日本の順位は12位です。そして、この年代の1/4が「いじめ」の被害にあっていると分析しています。この様に、セーフ・フロム・ハームの一部分である「いじめ」に対処していく必要性は、間違いなく重要です。

私たちは、青少年教育団体としての社会的な役割と存在意義から、このセーフ・フロム・ハームに取り組み、青少年が安心・安全で、自らの思いや夢と希望が実現できる環境を整える必要があります。

今後も埼玉県連盟は、セーフ・フロム・ハームの考え方を、身近で日常的に起きている問題として、社会的な課題と考え、幅広く取り組んでいきたいと思えます。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

2014年2月15日 ボーイスカウト埼玉県連盟 理事長 牛山佳久

企画・編集 埼玉県連盟セーフ・フロム・ハーム特別運用チーム

神田三枝（リーダー） 牛山佳久 板谷喜代子 角尾雅也 秋山喜江 三浦尚子
脇田大輔 高木正行

発行日 2014年（平成26年）2月15日

発行者 ボーイスカウト埼玉県連盟

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館

TEL 048-822-2463 FAX 048-822-2155 URL <http://www.scout-saitama.jp/>
落丁・乱丁はお取り替えいたします。

**SAFE
FROM
HARM**

2014年(平成26年)2月15日
ボーイスカウト埼玉県連盟